

令和 2 年度

蒲郡国際交流協会理事会

令和2年度 蒲郡国際交流協会理事会次第

【 議 題 】

第1号議案 令和元年度事業報告及び収入支出決算について

第2号議案 役員改選について

第3号議案 令和2年度事業計画及び収入支出予算について

第4号議案 蒲郡国際交流協会会則改正について

第5号議案 蒲郡国際交流協会補助金交付要領改正について

第1号議案

令和元年度蒲郡国際交流協会事業報告

1 総会開催

日 時 令和元年6月4日(火)午後3時～

場 所 蒲郡市役所 303会議室

[内容] ・平成30年度事業報告及び収入支出決算について
・役員改選について
・平成31年度事業計画及び収入支出予算について

2 多文化共生事業

(1) 在住外国人サポート事業

期 間 平成31年4月～令和2年3月(大塚教室、塩津教室、日本語教室)

[内容]

- ◎外国人児童勉強会
- ◎外国人保護者対象勉強会
- ◎日本語教室
- ◎各教室交流会
- ◎部内会議(月1回)
- ◎サマースクール、ふれあい活動(大塚教室)
- ◎施設見学(塩津教室)

(2) 第10回蒲郡市日本語スピーチコンテスト

実施日 令和元年11月24日(日)

[内容]

- ◎蒲郡市民会館 東ホール 100名
市内在住の日本語が母語でない小学生以上の方を対象にスピーチコンテストを実施。小中学生11名が出場。素晴らしい日本語スピーチを披露。

(3) 第10回東三河日本語スピーチコンテスト

実施日 令和2年1月26日(日)

[内容]

- ◎田原文化会館 多目的ホール 200名
東三河5市在住の日本語が母語でない小学生以上の方を対象に、小中学生の部10名、高校生以上一般の部10名、合計20名の方が出場。蒲郡市からは上記大会優秀者5名が参加。小中学生の部で最優秀賞、優秀賞、特別賞を受賞。

3 友好親善事業

(1) ポーランド少年少女舞踊団招聘事業

実施日 平成31年4月15日(月)～18日(木)

[内容] ワルシャワ市を拠点に活動しているボーカルユニット FIK とモダンバレ

エ AFERA の7歳から17歳までの少女24名と大人6名、計30名が来蒲。蒲郡市内の14軒のご家庭にホームステイしました。16日は、形原北小学校を訪問。全校生徒に歌とダンスを披露した後、5・6年生のクラスで習字やけん玉など日本文化を体験。児童と一緒に給食もとり、交流しました。短時間の中、言葉が通じなくても仲良くなることができ、双方にとって良い経験となりました。17日には、蒲郡市民会館中ホールにて公演会を実施。素晴らしい歌声とダンスで会場を魅了しました。

(2) ニュージーランドギズボーン市リットン高校ホームステイ事業

実施日 令和元年5月20日(月)～23日(木)

〔内容〕姉妹港提携先のギズボーンにあるリットン高校の生徒が約5年ぶりに来蒲。生徒20名と講師・保護者5名、計25名が蒲郡市内の17軒のご家庭にホームステイ。日本語を勉強中の生徒がほとんどで、ニュージーランドにいるうちから、慣れない日本語でホストファミリーとメールを交わしました。滞在中は、蒲郡市内観光、扇子アートや三谷中学校の剣道部を訪問し、生徒から剣道を教わりました。剣道を教わったお礼に、リットン高校の生徒からは、急遽、ニュージーランドのマオリ族の民族舞踊「ハカ」が披露されました。突然のことに三谷中の生徒たちは驚いていましたが、リットン高校生徒たちの感謝の気持ちは伝わっていました。

(3) オジョの英会話教室

実施日 令和元年8月～9月(全6回)

参加者 初級19名、中級19名、計38名

(4) タガログ語会話教室

実施日 令和2年1月～2月(全4回)

参加者 18名

4 広報渉外事業

(1) 国際交流補助支援事業

- ・オイスカ研修生激励会並びに交流会等事業補助(4月～3月)
- ・カンボジアの学校における体育授業・部活動・運動会の充実・発展をめざす教育活動支援事業補助(4月～3月)
- ・第46回JC青年の船「とうかい号」事業補助(6月)
- ・蒲郡東高等学校オーストラリア・ヴィクトリア州研修旅行事業補助(7月～8月)

(2) 機関紙『FRIENDSHIP No.11』発行(12月)

5 観光交流事業

(1) 台湾セールスコール及び日本観光物産博覧会

実施日 令和元年6月17日～23日

於：台北市内/台北駅構内

6月17日～19日(セールス訪問会社16社)

6月20日～22日(観光展)

〔内容〕岡崎市との連携にて台北市内の現地旅行会社を訪問し、2市合同での

セールスを実施。台北駅構内にて開催された日本観光物産博覧会に蒲郡市観光協会単独で出展し、ナミマガシワクラフト体験などによりPRに努めました。

(2) 台湾プロモーション事業

実施日 令和元年12月9日～11日 於：台北

(現地旅行会社セールス訪問会社：11社)

〔内容〕蒲郡市観光協会と蒲郡市とで、台北市内の現地の大手旅行会社を訪問し、6月に続きセールスを実施し、当市への誘客に努めました。

(3) 愛知県観光協会ランドオペレーター（*）訪問セールス事業

実施日 令和2年3月11日 於：東京

令和2年3月17日 於：大阪

(参考) 外国人宿泊人数 (蒲郡市観光商工課データ) 単位：人						
年	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	37,972	103,093	90,863	94,682	142,145	152,961

*旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドや鉄道などの手配・予約を専門に行う会社のこと。

令和元年度蒲郡国際交流協会事業報告（月別）

月	事業内容	月	事業内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・ポーランド少年少女舞踊団ホームステイ事業（4月15日～18日）及び公演会（4月17日） 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・ニュージーランド リットン高校ホームステイ事業（5月20日～23日） ・博物館、図書館見学（塩津教室） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・第10回蒲郡市日本語スピーチコンテスト（11月24日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・理事会・総会（6月4日） ・台湾セールススクール及び日本観光物産博覧会 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・機関紙「FRIENDSHIP NO. 11」発行 ・クリスマス会（塩津教室） ・台湾プロモーション事業
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・サマースクール（大塚教室） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・第10回東三河日本語スピーチコンテスト（1月26日） ・タガログ語会話教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・サマースクール（大塚教室） ・ふれあい活動参加（大塚教室） ・オジヨの英会話講座 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・タガログ語会話教室 ・日本語教室交流会（勤労福祉会館）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・オジヨの英会話講座 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・愛知県観光協会ランドオペレーター訪問セールス事業

令和元年度国際交流協会収入支出決算書

(収入)

(単位：円)

科目	予算額			決算額	差引額		説明
	当初予算額	補正流用額	現計予算額		決算－予算		
1 会費	660,000	0	660,000	672,000	12,000		団体会員 (@10,000 × 34団体) 340,000 個人会員 (@2,000 × 166人) 332,000
2 負担金及び補助金	804,000	0	804,000	980,851	176,851		蒲郡市負担金 500,000 日本語学習支援基金助成金 273,000 語学教室負担金 103,000 リットン高校受入事業負担金 104,851
3 諸収入	545	0	545	18,005	17,460		参加費、売却益、利息等 18,005
4 前年度繰越金	666,455	0	666,455	666,455	0		前年度繰越金
合計	2,131,000	0	2,131,000	2,337,311	206,311		

(支出)

(単位：円)

科目	予算額			決算額	不要額	説明
	当初予算額	補正流用額	現計予算額			
1 事務費	120,000	0	120,000	76,040	43,960	
旅費	8,000	0	8,000	0	8,000	
消耗品費	10,000	0	10,000	4,080	5,920	DVD/CDプレーヤー
印刷製本費	12,000	0	12,000	0	12,000	
食糧費	5,000	0	5,000	0	5,000	
通信運搬費	7,000	0	7,000	2,460	4,540	郵送用切手代
負担金	78,000	0	78,000	69,500	8,500	名古屋国際センター等
2 会議費	10,000	0	10,000	0	10,000	
3 総会費	120,000	0	120,000	86,048	33,952	記念品、看板取付等
4 事業費	1,851,000	30,000	1,881,000	1,441,587	439,413	
多文化共生部会活動費	631,000	0	631,000	253,219	377,781	日本語教室運営 等
広報・渉外部会活動費	420,000	30,000	450,000	448,857	1,143	広報誌作成 等
友好親善部会活動費	750,000	0	750,000	739,511	10,489	音楽祭実施 等
観光・経済交流部会活動費	50,000	0	50,000	0	50,000	
5 予備費	30,000	△ 30,000	0	0	0	
合計	2,131,000	0	2,131,000	1,603,675	527,325	

※ 科目相互間の流用はできるものとする。

次年度繰越金

収入合計 2,337,311 - 支出合計 1,603,675 = 733,636

令和元年度蒲郡国際交流協会収入支出決算明細(前年度比較)

(収入)

(単位:円)

科目	金額	前年度決算額	前年度比較	内 訳	備考
1. 会費	672,000	676,000	-4,000	団体会員 340,000 個人会員 332,000	10,000 × 34 団体 2,000 × 166 人
2. 負担金 及び補助金	980,851	815,500	165,351	蒲郡市負担金 500,000 日本語学習支援基金助成金 220,000 25,000 28,000 英会話教室負担金 76,000 タガログ語会話教室負担金 27,000 リットン高校受入事業負担金 104,851	22,000 × 10 ヶ月 25,000 × 1 ヶ月 28,000 × 1 ヶ月 2,000 × 38 人 1,500 × 18 人
3. 諸収入	18,005	9	17,996	ホストファミリーレセプション等参加費 10,000 余剰記念品売却益 8,000 利息 5	500 × 20 人
4. 前年度繰越金	666,455	885,031	-218,576	前年度繰越金	
計	2,337,311	2,376,540	-39,229		

(支出)

(単位:円)

科目	金額	前年度決算額	前年度比較	内 訳	備考
1. 事務費	76,040	80,518	-4,478	旅費 0 消耗品費 4,080 印刷製本費 0 食糧費 0 通信運搬費 2,460 負担金 69,500	DVD/CDプレーヤー 郵送用切手代 名古屋国際センター 等
2. 会議費	0	0	0		
3. 総会費	86,048	110,015	-23,967	総会経費	記念品、看板取付 等
4. 事業費	1,441,587	1,519,552	-77,965	多文化共生部会活動費 253,219 広報・渉外部会活動費 448,857 友好親善部会活動費 739,511 観光・経済交流部会活動費 0	日本語教室運営、交流会、スピーチコンテスト 等 広報誌作成、補助金交付 音楽祭、リットン高校受入、英会話講座 等
5. 予備費	0	0	0		
計	1,603,675	1,710,085	-106,410		

収支差引残高 733,636 円

※ 科目相互間の流用はできるものとする。

蒲郡国際交流協会

会 長 小池 高弘 様

監 査 報 告

令和元年度蒲郡国際交流協会収支決算書及び証拠書類の内容について、監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを認めましたので報告します。

令和2年 5月 19日

蒲郡国際交流協会

監 事 蒲郡商工会議所専務理事

山下英孝 ●

監 事 蒲郡市企画部長

飯島伸幸 ●

第2号議案

令和2年度蒲郡国際交流協会役員名簿

No.	役員名	役職名	氏名	備考
1	会長	蒲郡商工会議所会頭	小池 高弘	
2	副会長 (会長代行)	愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学長	安田 孝志	
3	副会長	蒲郡市副市長	井澤 勝明	
4	理事 (事務局長)	蒲郡市観光協会理事	本多 宏亘	
5	理事 (多文化共生部会長)	東三河法人会青年部会顧問	水野 順也	
6	理事 (広報・渉外部会長)	元蒲郡商工会議所青年部会長	太田 章男	
7	理事 (友好親善部会長)	蒲郡国際交流協会ボランティア	松下 美代子	
8	理事 (観光・経済交流部会長)	蒲郡市観光協会常務理事	長谷川 恵一	
9	理事	(公財) オイスカ蒲郡推進協議会長	飛田 常年	
10	理事	蒲郡市議会総務委員長	鈴木 基夫	新
11	理事	蒲郡市教育委員会教育長	壁谷 幹朗	新
12	理事	(一社) 蒲郡青年会議所理事	小池 健太郎	新
13	理事	蒲郡信用金庫総務部長	渡邊 明寿	新
14	理事	蒲郡建設業協同組合理事長	鈴木 正	
15	理事	蒲郡市農業協同組合専務理事	稲熊 武彦	
16	理事	蒲郡市文化協会会長	中村 達	
17	理事	蒲郡マリンライオンズクラブ会長	鳥居 憲臣	新
18	理事	蒲郡ライオンズクラブ会長	大場 康議	新
19	理事	蒲郡ロータリークラブ会長	鈴木 仁志	新

No.	役員名	役職名	氏名	備考
20	理事	蒲郡市観光協会副会長	安藤 壽子	
21	理事	愛知県ホテル旅館生活衛生同業組合蒲郡支部長	市川 行雄	
22	理事	蒲郡港運協会会長	林 徹	
23	理事	蒲郡金融協会会長	河合 裕一郎	
24	理事	蒲郡市総代連合会副会長	浅沼 明喜	
25	理事	社会教育委員	堀井 道子	
26	理事	愛知工科大学名誉教授	太田 博	
27	監事	蒲郡商工会議所専務理事	山下 英孝	
28	監事	蒲郡市企画部長	飯島 伸幸	

(1) 会則第8条に基づく名誉会長及び名誉副会長

- ・名誉会長 蒲郡市長 鈴木 寿明
- ・名誉副会長 蒲郡市議会議長 大竹 利信

(2) 会則第9条に基づく顧問

- ・愛知県議会議員 飛田 常年

※ 団体役員にあつては、本年度の総会において改選があれば変更あり

第3号議案

令和2年度蒲郡国際交流協会部会別事業計画

1 多文化共生（部会）事業

- ・日本語教室
- ・在住外国人相談及びサポート
- ・多文化共生部会主催 市民交流会
- ・日本語能力試験受験料補助 [(新規) P. 12～13 要領・申請書参照] 等
- ・在住外国人との交流
- ・在住外国人スピーチコンテスト

2 広報・渉外（部会）事業

- ・機関紙の発行
- ・助成支援
- ・会員の募集活動の強化
- ・各種講座、イベント等の割引 [(新規) 等]

3 友好親善（部会）事業

- ・語学教室
- ・留学生との交流会
- ・国際理解事業
- ・その他友好親善交流 等

4 観光・経済交流（部会）事業

- ・現地セールスコールや商談会への参加、SNSを利用したFIT（*1）向けの販促。
- ・在日ランドオペレーター（*2）や旅行会社等との商談会の参加やFAMトリップ（*3）の対応。
- ・日本観光振興協会訪日外国人旅行客受入支援事業「地域住民中心のコンテンツ発掘開発&動画作成によるプロモーション」のコンテンツを作り上げ、下期以降に蒲郡市内各施設やセントレア等での放映を計画し、商談会などでも活用する。
- ・その他観光・経済交流 等

*1 団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行すること。

*2 旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドや鉄道などの手配・予約を専門に行う会社のこと。

*3 観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やブロガー、メディアなどに現地を視察してもらうツアーのこと

※各部会において、令和2年度実施事業の決定及びスケジュールの作成を行うとともに、予算調整を行う。尚、新型コロナウイルス感染拡大の収束（終息）時期により、計画が変更になる場合があります。

令和2年度蒲郡国際交流協会月別事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日本語教室中止	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・オジヨの英会話講座 ・第11回蒲郡市日本語スピーチコンテスト（10月25日）
5月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日本語教室中止	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・タガログ語会話教室
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・理事会・総会（6月8日中止） 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・機関紙「FRIENDSHIP NO.12」発行 ・タガログ語会話教室
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・サマースクール（大塚教室） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・第11回東三河日本語スピーチコンテスト（1月24日） ・多文化共生部会市民交流会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・サマースクール（大塚教室） ・ふれあい活動参加（大塚教室） ・オジヨの英会話講座 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会 ・オジヨの英会話講座 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人児童・保護者勉強会

※ 計画の詳細は、各部会調整会議で決定するものとする。

日本語能力試験受験料補助金交付要領

(目的)

- 1 日本語を母語としない人を対象に実施される日本語能力試験は、企業での優遇や社会的な資格認定につながるもので、その受験者を支援するため、蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）は補助金を交付するものとする。

(対象)

- 2 以下の（１）～（２）のすべての条件を満たしている者。
 - （１） 合否に関わらず、日本語能力試験を受験した者。
 - （２） 受験日時点で、協会の個人会員、又は団体会員の事業所に勤める者。

(補助金額)

- 3 協会が交付する補助金の額は、次のとおりとする。
 - （１） 団体会員 １社につき５名分まで、１人につき２，０００円。（同一社員も申請可能）
 - （２） 個人会員 １人３，０００円。（ただし、２回目は１，０００円）
 - （３） 協会の予算の範囲内で、交付するものとする。

(申請方法)

- 4 受験年度内に、交付申請書と日本語能力試験合否結果通知書のコピーを郵送または E-mail で蒲郡国際交流協会事務局（協働まちづくり課内）へ提出（７月試験分は１１月末まで、１２月試験分は３月末まで）すること。（団体会員は、受験した方の分をとりまとめて事業所から申請すること。）

蒲郡国際交流協会事務局

郵送先：〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

E-mail : kyodo@city.gamagori.lg.jp

にほんごのうりよくしけんほじょきんこうふしんせいしょ
日本語能力試験補助金交付申請書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

がまごおりこくさいこうりゅうきょうかいかいちょう さま
蒲郡国際交流協会会長 様

しんせいしや
申請者

じゅうしょ
住所

しめい だんたいめい
氏名(団体名)

かき にほんごのうりよくしけんほじょきん こうふ にほんごのうりよくしけん こうひつうち うつし
下記のとおり、日本語能力試験補助金の交付を日本語能力試験合否通知(写し)を
そ 添えて申請します。

き
記

ほじょきんしんせいがく ごうけい えん
補助金申請額の合計 円

だんたいめい こじんかいいん ふよう 団体名 (個人会員は不要)	しめい 氏名	じゅけん び 受験日
		れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
		れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
		れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
		れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
		れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日

- 補助金は、現金で受領します。(印鑑を持って協働まちづくり課までお越してください。)
- 補助金は、下記口座へ振り込んでください。

ぎんこうめい 銀行名	してんめい 支店名
ふつう ・ とうざ 普通 ・ 当座	こうざばんごう 口座番号
	こうざめいぎにん ひつよう 口座名義人 (フリガナも必要です)

令和2年度蒲郡国際交流協会収入支出予算

(収入)

(単位:円)

科 目	金 額	前年度予算額	前年度比較	内 訳	備 考
1. 会費	616,000	660,000	-44,000	会費 団体会員 300,000 個人会員 316,000	10,000 × 30 団体 2,000 × 158 人
2. 負担金 及び補助金	773,000	804,000	-31,000	負担金及び補助金 蒲郡市負担金 500,000 語学講座負担金 75,000 日本語学習支援基金助成金 198,000	1,500 × 50 人 22,000 × 9 ヶ月
3. 諸収入	364	545	-181	諸収入 利息等 545	
4. 前年度繰越金	733,636	666,455	67,181	前年度繰越金	
計	2,123,000	2,131,000	-8,000		

(支出)

(単位:円)

科 目	金 額	前年度予算額	前年度比較	内 訳	備 考
1. 事務費	140,000	120,000	20,000	事務費 旅費 8,000 消耗品費 10,000 印刷製本費 30,000 食糧費 5,000 通信運搬費 7,000 負担金 80,000	
2. 会議費	10,000	10,000	0	会議等経費	
3. 総会費	80,000	120,000	-40,000	総会経費	
4. 事業費	1,863,000	1,851,000	12,000	事業費 多文化共生部会活動費 683,000 広報・渉外部会活動費 500,000 友好親善部会活動費 580,000 観光・経済交流部会活動費 100,000	
5. 予備費	30,000	30,000	0		
計	2,123,000	2,131,000	-8,000		

科目相互間の流用はできるものとする。

蒲郡国際交流協会会則一部改正新旧対照表

新	旧
<p>蒲郡国際交流協会会則</p> <p>GAMAGORI INTERNATIONAL ASSOCIATION (GIA)</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協会の事務所は、蒲郡市役所（協働まちづくり課）内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>協会は、多文化共生社会において様々な国籍の市民が、お互いの文化を尊重し、地域の一員として支え合い、ともに豊かな地域生活を送ることができるよう時代に則した活動を行う。また、国内外の外国人との交流を通して親善を深め、蒲郡市の国際化を推進することを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>多文化共生の地域づくり推進</u></p> <p>(2) 外国文化の理解、国際的な市民意識の高揚</p> <p>(3) 国際文化・スポーツイベントの実施</p> <p>(4) ホームステイ・ホームビジットの推進</p> <p>(5) 国際交流ボランティア活動の推進</p> <p>(6) 地域の国際交流団体の活動支援</p> <p>(7) 世界平和・地球環境保護等グローバルな問題の意識啓発</p> <p>(8) 海外との経済交流の促進</p> <p>(9) その他協会の目的達成に必要な事業</p>	<p>蒲郡国際交流協会会則</p> <p>GAMAGORI INTERNATIONAL ASSOCIATION (GIA)</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協会の事務所は、蒲郡市役所（協働まちづくり課）内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協会は、蒲郡市民と外国都市の市民とを結ぶ文化、スポーツ、経済等に関する国際交流事業等を行うことにより、市民間の国際交流機会を拡大し、地域の活性化及び国際親善に寄与するとともに地域として国際化に対応していくことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 外国文化の理解、国際的な市民意識の高揚</p> <p>(2) 国際文化・スポーツイベントの実施</p> <p>(3) ホームステイ・ホームビジットの推進</p> <p>(4) 国際交流ボランティア活動の推進</p> <p>(5) 地域の国際交流団体の活動支援</p> <p>(6) 世界平和・地球環境保護等グローバルな問題の意識啓発</p> <p>(7) 海外との経済交流の促進</p> <p>(8) その他協会の目的達成に必要な事業</p>

(会員)

- 第5条 会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人とする。
- 2 会員の資格の取得は、入会手続きが完了したときとする。
 - 3 会員の資格の喪失は、会員から退会の申し出のあったとき、第1項の団体及び個人が解散または死亡したとき並びに会員が会費を納入しなかったときとする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長(内1名を会長代行とする。) | 2人以上3人以下 |
| (3) 理事(会長及び副会長を含む。) | 15人以上40人以下 |
| (4) 監事 | 2人 |
- 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、再任されることができる。
 - 5 役員は、その任期満了後においても後任の役員が就任するまでの間なおその職務を行う。
 - 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長が不在、もしくは事故があるときは、会長代行がその職務を行う。
 - 3 理事は、第14条に基づく事項を協議、執行する。
 - 4 監事は、協会の会計の状況を監査する。

(名誉会長及び名誉副会長)

- 第8条 協会に名誉会長及び名誉副会長を置く。
- 2 名誉会長は、蒲郡市長をもって充てる。
 - 3 名誉副会長は、蒲郡市議会議長及び蒲郡商工会議所会頭をもって充てる。

(顧問)

(会員)

- 第5条 会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人とする。
- 2 会員の資格の取得は、入会手続きが完了したときとする。
 - 3 会員の資格の喪失は、会員から退会の申し出のあったとき、第1項の団体及び個人が解散または死亡したとき並びに会員が会費を納入しなかったときとする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長(内1名を会長代行とする。) | 2人以上3人以下 |
| (3) 理事(会長及び副会長を含む。) | 15人以上40人以下 |
| (4) 監事 | 2人 |
- 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、再任されることができる。
 - 5 役員は、その任期満了後においても後任の役員が就任するまでの間なおその職務を行う。
 - 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長が不在、もしくは事故があるときは、会長代行がその職務を行う。
 - 3 理事は、第14条に基づく事項を協議、執行する。
 - 4 監事は、協会の会計の状況を監査する。

(名誉会長及び名誉副会長)

- 第8条 協会に名誉会長及び名誉副会長を置く。
- 2 名誉会長は、蒲郡市長をもって充てる。
 - 3 名誉副会長は、蒲郡市議会議長及び蒲郡商工会議所会頭をもって充てる。

(顧問)

第9条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第10条 本会の事業を円滑に推進するため、協会に次の部会を置く。

(1) 多文化共生部会

(2) 広報・渉外部会

(3) 友好親善部会

(4) 観光・経済交流部会

2 部会の長は、会員の中から会長が選任する。

3 部会の長は、部会の執行の責任者とする。

(事務局)

第11条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局次長並びにその他の職員を置く。

2 事務局長は、会員の中から会長が選任する。

3 事務局長は、会長の指示の下、各部会の執行を総理する。

4 事務局次長は、協働まちづくり課長をもって充てる。

5 事務局次長は、会長の指示の範囲内で事務局長の職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

4 総会及び理事会は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の変更に関する事。

(2) 予算の議決及び決算の認定に関する事。

(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事。

第9条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第10条 本会の事業を円滑に推進するため、協会に次の部会を置く。

(1) 多文化共生部会

(2) 広報・渉外部会

(3) 友好親善部会

(4) 観光・経済交流部会

2 部会の長は、会員の中から会長が選任する。

3 部会の長は、部会の執行の責任者とする。

(事務局)

第11条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局次長並びにその他の職員を置く。

2 事務局長は、会員の中から会長が選任する。

3 事務局長は、会長の指示の下、各部会の執行を総理する。

4 事務局次長は、協働まちづくり課長をもって充てる。

5 事務局次長は、会長の指示の範囲内で事務局長の職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

4 総会及び理事会は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の変更に関する事。

(2) 予算の議決及び決算の認定に関する事。

(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事。

(4) その他会長が必要と認める事項に関する事。こと。

2 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

3 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事。こと。

(2) 総会に付議すべき議案に関する事。こと。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。こと。

(理事会の定足数)

第15条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第17条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、会員または理事として、議決に加わる権利を有しない。

(経費)

第18条 協会の活動に要する経費は、会員の会費、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(経費の執行管理)

第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

(会費)

第20条 会員は、会費として、団体にあつては年額10,000円を、個人にあつては年額2,000円を納付するものとする。

2 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において会員資格の取得があつた

(4) その他会長が必要と認める事項に関する事。こと。

2 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

3 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事。こと。

(2) 総会に付議すべき議案に関する事。こと。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。こと。

(理事会の定足数)

第15条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第17条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、会員または理事として、議決に加わる権利を有しない。

(経費)

第18条 協会の活動に要する経費は、会員の会費、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(経費の執行管理)

第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

(会費)

第20条 会員は、会費として、団体にあつては年額10,000円を、個人にあつては年額2,000円を納付するものとする。

2 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において会員資格の取得があつた

場合においても、年額を納付するものとする。

(会計年度)

第 21 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 4 年 2 月 26 日から施行する。

(役員の特例)

2 本会の設立当初の役員は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

(会計年度の特例)

3 本会の設立当初の会計年度については、第 21 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 12 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

場合においても、年額を納付するものとする。

(会計年度)

第 21 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(委任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 4 年 2 月 26 日から施行する。

(役員の特例)

2 本会の設立当初の役員は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

(会計年度の特例)

3 本会の設立当初の会計年度については、第 21 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 12 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年4月1日から適用する。

(施行期日)

この会則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成28年4月1日から適用する。

蒲郡国際交流協会補助金交付要領一部改正新旧対照表

新	旧
蒲郡国際交流協会補助金交付要領	蒲郡国際交流協会補助金交付要領
<p>1 <u>蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）は、民間交流団体等が行う自主的かつ創造的な多文化共生、国際交流・協力並びに国際理解教育の各活動を支援することにより、市民の多文化共生、国際交流・協力促進の意識の醸成を図り、もって本市の国際化を推進することを目的とした補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要領の定めるところによるものとする。</u></p> <p>2 <u>協会に民間交流団体等から前項の目的に適した補助金の交付申請があったときは、部会長会議で協議をし、交付すべきものと認めたときは、定める補助金の範囲内においてその補助額を定め、交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>協会が交付する補助金の交付の申請、決定等に関する事項、その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項については、蒲郡市補助金等交付規則に定めるところによるものとする。</u></p> <p>4 <u>補助金の交付の申請をしようとする民間交流団体等は、4月末日までに補助金交付申請書と必要な書類を添え、提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>協会が交付する補助金の対象は次のとおりとする。</u> (1) <u>補助金の交付申請をするものは国際交流協会の団体会員であること。</u> (2) <u>団体に対して蒲郡市（蒲郡市が事務局を務める団体を含む。）の財源による他の補助金等を受けていないこと。</u> (3) <u>同一事業（類似目的の事業も含む。）に対する補助金の交付は3回までとする。</u></p> <p>6 <u>協会が交付する補助金の額は、次のとおりとする。</u></p>	<p>1 蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）に民間交流団体等から補助金の交付申請があったときは、その事業目的が協会の目的及び内容に該当するかどうか理事会で協議する。協議の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、次のとおり補助金等の交付をするものとする。また、事業内容に変更がない限り継続する。ただし、変更が生じた場合はその限りではない。</p> <p>2 協会が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項、その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項については、蒲郡市補助金等交付規則に定めるところによる。</p> <p>3 補助金等の交付の申請をしようとする民間交流団体等は、4月末日までに補助金等交付申請書と必要な書類を添え、提出しなければならない。</p> <p>4 協会が交付する補助金等の額は、次のとおりとする。 (1) 協会の予算の範囲で、交付するものとする。 (2) 原則として、1事業につき5万円を上限額とする。 (3) 交付額5万円を上限額とする。 ただし、特殊な事業については、理事会に諮り決定するものとする。</p> <p>5 補助金の交付を受けた民間交流団体は、補助事業が完了したとき、または補助事業を廃止、変更したときは、速やかに報告しなければならない。</p>

(1) 協会の予算の範囲内で、交付するものとする。

(2) 原則として、1事業につき3万円を上限額とする。

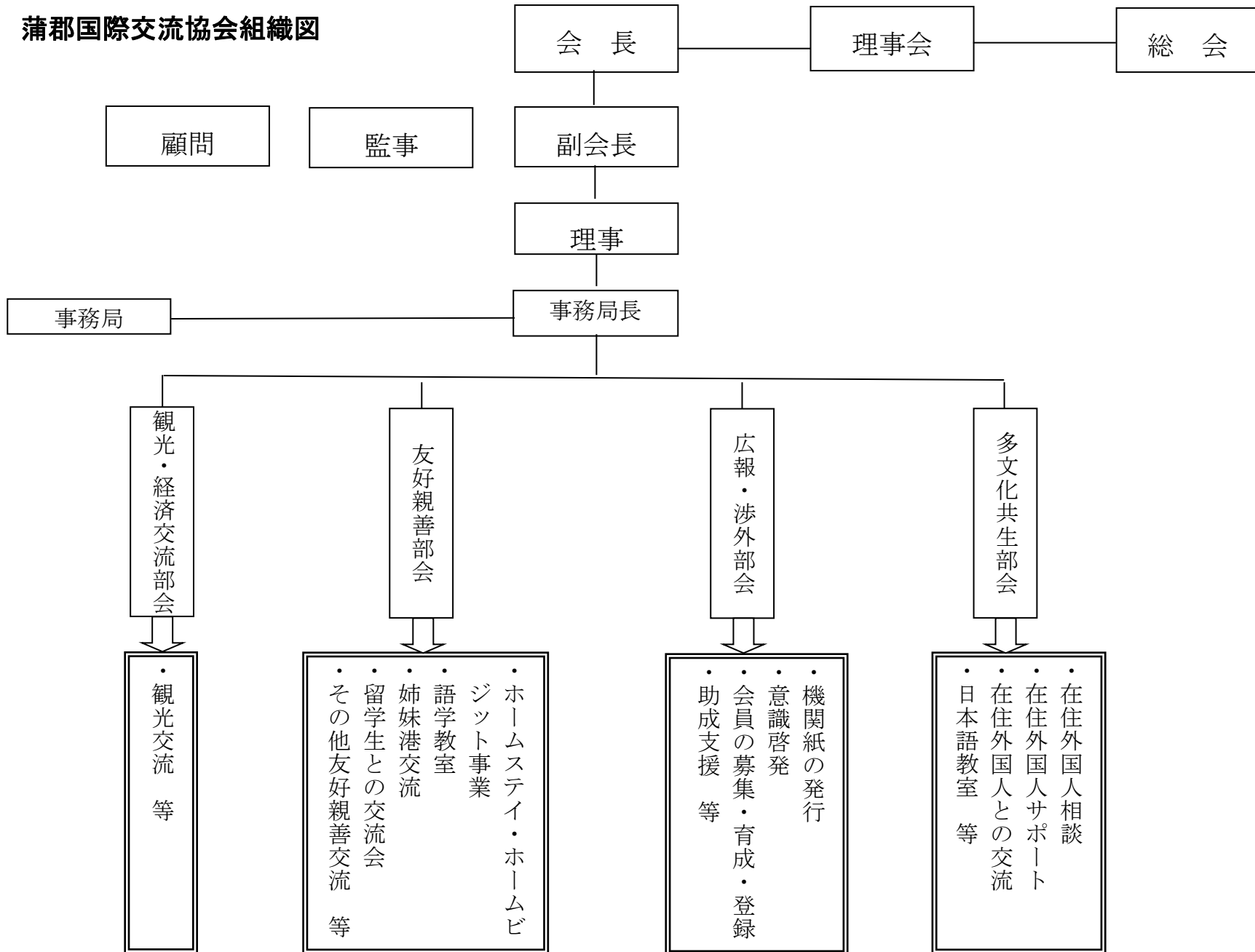
ただし、特殊な事業については、部会長会議に諮り決定するものとする。

7 補助金の交付を受けた民間交流団体は、補助事業が完了したとき、または補助事業を廃止、変更したときは、速やかに報告しなければならない。

- 附則
- 1 この要領は、平成5年6月8日から施行する。
 - 2 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
 - 3 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
 - 4 この要領は、平成15年8月1日から施行する。
 - 5 この要領は、平成18年6月9日から施行する。
 - 6 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

- 附則
- 1 この要領は、平成5年6月8日から施行する。
 - 2 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
 - 3 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
 - 4 この要領は、平成15年8月1日から施行する。
 - 5 この要領は、平成18年6月9日から施行する。

蒲郡国際交流協会組織図





Gamagori International Association

あなたも参加しませんか、手作りの地域国際化

協会ではあなたの個性を生かした活動をしていただき、さまざまな事業を行っております。

ぜひあなたの力を地域国際化に役立ててください。

詳細につきましては事務局までお問い合わせ下さい。

蒲郡国際交流協会事務局

〒443-8601 蒲郡市旭町 17-1 蒲郡市役所協働まちづくり課内

TEL:0533-66-1179 FAX:0533-66-1184